

# 令和6年度 奈良県認知症対応型サービス事業管理者研修

## 募集要項

～必ずお読みください～

※他の研修（ケアマネ更新研修等）の受講を検討されている方は、研修時期が重複していないかご確認の上お申し込み下さい。

### 1. 研修の目的

この研修は、認知症対応型サービス事業所の管理予定者が、認知症対応型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得し、管理者としての管理・運営能力を高めることによって、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

### 2. 研修対象者

- ・認知症高齢者への介護サービスの質の向上に意欲をもつ職員
- ・アセスメント技法や各提供サービスの介護計画作成を含め、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者のうち、次の（１）及び（２）の全ての要件を満たす者

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>（１） 奈良県内の認知症対応型サービス事業所において、管理者として従事する予定の者</li><li>（２） 認知症介護実践者研修または痴呆介護実務者研修の基礎課程を修了している者</li></ul> |
|---|

※「認知症対応型共同生活介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の事業を行う事業所の管理者は、本研修の修了が必要になっています。

※下記（ア）及び（イ）の両方の条件を満たす者は、本研修の受講は必要ありません。

（ア）平成18年3月31日までに「認知症介護実践者研修」及び「痴呆介護実務者研修基礎課程」を修了している者

（イ）平成18年3月31日当時、「認知症対応型通所介護」又は「小規模多機能型居宅介護」のいずれの事業を行う事業所の管理者として従事していた者

### 3. 実施主体

奈良県

公益財団法人 介護労働安定センター奈良支部に委託して実施します。

（ただし受講者決定の事務は県で行います。）

#### 4. 研修日程・場所

同内容の研修を2回実施します。いずれも集合研修です。

1回目：11月5日（火）、11月13日（水）

2回目：1月27日（月）、2月3日（月）

奈良県社会福祉総合センター（奈良県橿原市大久保町320番11）

※詳細は別添カリキュラムを必ず確認してください。

#### 5. 受講定員及び受講決定

各回30名

- ・受講の可否に関する通知は、申込み時に登録されたメールアドレスあて通知します。（1回目：10月上旬予定、2回目：12月下旬予定）
- ・受講可能な場合は、受講に必要な情報を事業所あてに郵送します。

#### 6. 申込み方法

- ・e 古都ならの申込み期間

第1回研修：令和6年8月29日（木）13時から9月19日（木）12時まで

第2回研修：令和6年11月12日（火）13時から12月2日（月）12時まで

- ・申込期間内に電子申請システム（e 古都なら）にて申請を行ってください。申請内容をPDF出力し、事業所指定元の市町村の介護保険担当課あて提出（郵送・持参）してください。FAX・電話による受付は行いません。

- ・市町村への提出期限は、いずれもe 古都ならの申込終了日17時必着。

持参の場合は、下記の時間帯の間で提出願います。（土日祝を除く）

8:30~17:00（12:00~13:00を除く）

- ・申込書作成方法については、別紙「電子申請システム（e 古都なら）による申込みについて」を参照してください。
- ・システムの都合上、1回の申込みにつき、1名の申込みとなります。

※電子申請システムでの「申込み」だけでは、申込みが完了したことになりませんので、ご注意ください。

#### 7. 受講者負担金

8,000円

- ・受講決定時にお知らせする銀行口座に振り込んでください。振込手数料は受講者側でご負担ください。（**受講決定前の受講料の納入はしないでください**）
- ・一旦納入された受講料は返金いたしません。

## 8. 修了証書

- ・カリキュラムに定める研修の全課程を修了した方に修了証書を交付します。
- ・遅刻や早退、学習意欲に欠ける場合や、学習態度が悪く研修の運営を妨げる等、受講態度が適切ではない場合は、研修の修了が認められないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 9. 注意事項

- ・申込先については、本要項の「6. 申込み方法」を必ず確認し、誤りのないようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、指定元の市町村の介護保険担当課または下記問い合わせ先へ事前にご相談ください。
- ・「6. 申込み方法」に記載の期限を過ぎて提出された申込書やFAXによる提出については受理できません。
- ・**受講決定者の変更はできません。**（同一法人、同一事業所であってもできません。）
- ・感染症の感染拡大状況によっては研修を延期、または中止する場合があります。また、自然災害等不測の事態による場合にも、研修を延期・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・**受講希望者が少数の場合は、研修を中止する可能性があります。ご了承ください。**

### 【受講される方へ】

- 駐車場に限りがありますので、来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。

## 10. 問い合わせ先

奈良県地域包括支援課 福祉人材確保・育成係

電話 0742-27-8041 FAX 0742-26-1015